平成３０年（フ）第５０号
京都府木津川市木津町宮ノ内２番地６　レオパレスプレミール103号
債務者　上西賀代子
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第２７５号
京都市伏見区深草西浦町２丁目87番地９　コーポ雅205号室
債務者　山田　雄基
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第２９５号
京都市伏見区醍醐南西裏町10番地の44
債務者　安井　洋子
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第２９６号
京都市伏見区向島二ノ丸町68番地96　アビーロード伏見　205
債務者　鶴田　貢司
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第３０６号
京都市下京区中堂寺庄ノ内町１番地179　マンションパール　202号室
債務者　山本　将弘
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第３０７号
京都市伏見区淀本町231番地２　淀正和フラット　406
債務者　大崎　淳也
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第３２７号
京都府宇治市五ケ庄折坂21番地の36
債務者　矢守　健二
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第３６８号
京都市北区西賀茂南川上町34番地　ハイツやすらい　105
債務者　九後早智子
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１７３号
静岡県浜松市西区深萩町304番地の1570
債務者　山下友理子
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月22日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第１３３３号
大阪市鶴見区浜３丁目３番23号　グリーンプラザ寺内207、前住所大阪府門真市北岸和田１丁目11番６号
債務者　若山　育夢
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１３５１号
大阪市北区天満１丁目12番１号
債務者　染川　北斗
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１４８０号
大阪市平野区長吉川辺２丁目北３番24―705号
債務者　穴瀬　裕治
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１５８７号
大阪府交野市藤が尾４丁目５番45―202号
債務者　松葉　優希
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月３日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１５９２号
大阪市住吉区墨江３丁目11番９―203号
債務者　木村　愛子
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１０号
熊本県山鹿市川端町404番地２　レオパレスＭｙやまが109号室
債務者　尾﨑　大輔
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月28日午前11時30分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成３０年（フ）第４９５号
東京都調布市国領町６丁目３番地１カーサグリーンプラザ103
債務者　今中　貴志
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月29日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部